

概 要

既に判断能力が不十分となられた人の程度に応じて 後見・保佐・補助の3種類があります。家庭裁判所に申し立てをし、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた人を成年被後見人と言ひ、この成年被後見人を後見する人（援助者）を成年後見人と言ひます。

成年後見人は財産管理（財産を守る）や身上監護（生活を守る）に関することを**代理権・同意権・取消権**といった権限より、援助するのが後見の制度です。

補助・保佐・後見の違い

法定後見制度		
後 見	保 佐	補 助
判断能力がほとんどありません	判断能力が著しく不十分で常に援助が必要です	判断能力が不十分で援助が必要な場合もあります
原則鑑定	原則鑑定	診断結果等意見聴取
成年後見人	保佐人	補助人
成年後見人は、幅広い 代理権 を持ち、本人に代わって契約を結んだり、本人の日常生活が円滑にいくように配慮して財産を管理する。 本人は日常品の購入等を除いて、自分で法律行為を行うことができなくなり、本人がした法律行為を取り消すことができる（ 取消権 ）。	本人が一定の 重要な行為（*1） を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限（ 同意権 ）を有す。 本人が保佐人の同意を得ずに法律行為をした場合に、それを取り消すことができる（ 取消権 ）。	本人が望む 重要な行為（*1） の一部に、 同意権（取消権） か 代理権 （両方が与えられることもある）を与えられ、それによって本人を援助する。 申立の申請には、 本人の同意 が必要です。

（*1）重要な法律行為
（民法13条1項）

- ①元本の領収・利用
- ②借財・保証
- ③不動産等の重要な財産の権利の得喪
- ④訴訟行為
- ⑤贈与・遺贈の契約、仲裁の合意
- ⑥相続の承認・放棄・遺産分割
- ⑦贈与・遺贈の拒絶等
- ⑧新築・改築・増築・大修繕
- ⑨特定期間を超える賃貸借

申立手続

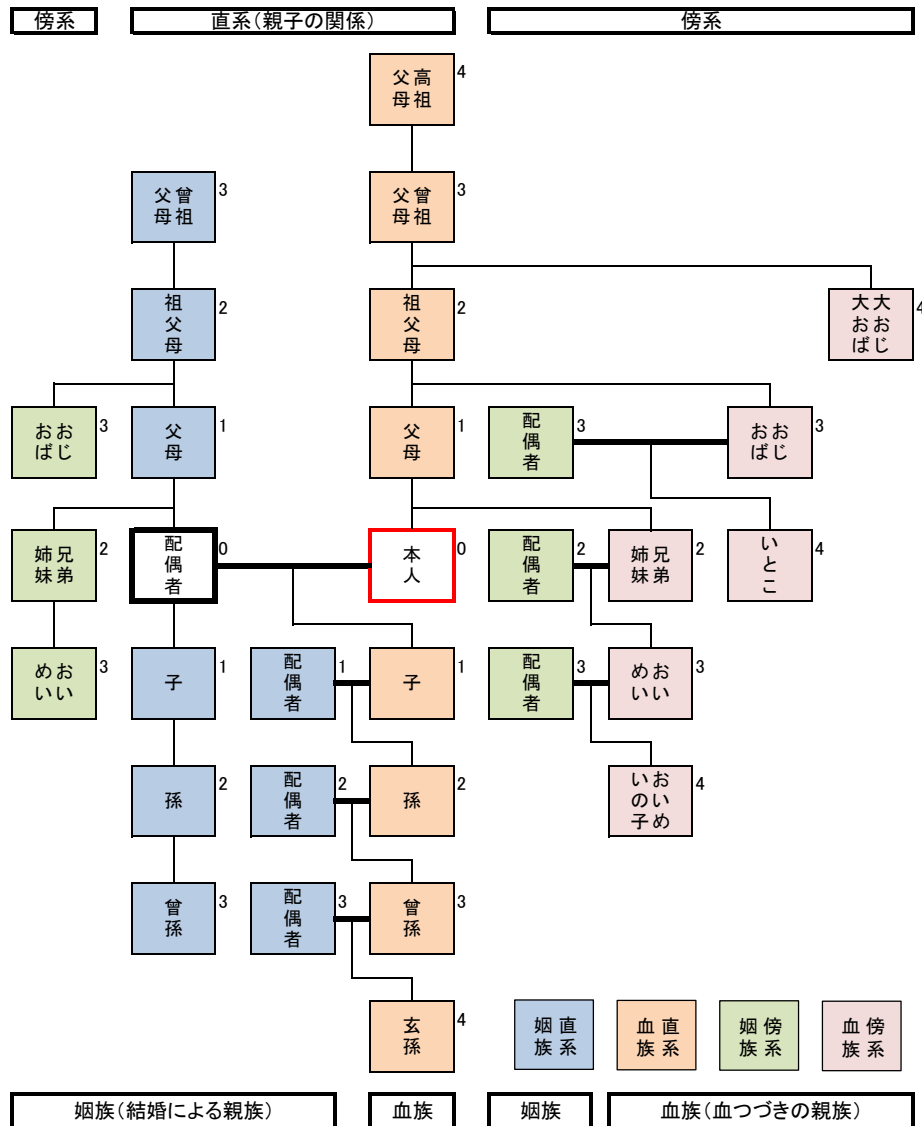
管轄

- ①本人の住所地の家庭裁判所
- ②一時的に施設・病院に入所・入院している場合はもとの居住地が住所地とされる。
- ③長期に入所・入院している場合で、元の居住地に戻る可能性が低い場合には、あらかじめ住民登録地を当該施設・病院の所在地に移転し、居住している地と住民登録地とを一致させておくことが望ましい。

申立てをすることができる人

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者、
区市町村長など

後見制度 申立親族



申立て手続のながれ

I 手続の説明

家庭裁判所の説明会で申立に必要な書類一式を受け取る



II 申立までの準備

申立提出書類作成
申立費用



III 申立て

電話予約をし、申立書類を提出



IV 鑑定・申立人調査・後見人等候補者調査・本人調査・同意照会



V 審 理

提出された書類、調査結果、鑑定結果等の内容を検討



VI 審 判

成年後見人等が選ばれ、『審判書謄本』を申立人及び成年後見人に送付



VII 審判確定

成年後見人等が「審判書謄本」を受け取ってから2週間後審判が確定



VIII 登 記

審判の確定した後、さらに2週間が経過すると法務局でとる事ができる。



後見活動

家庭裁判所に報告

IX 終 了

本人の死亡他により終了